

# 危険有害性の「見える化」等の 普及促進を目指して

## 長野労働局・労働基準監督署

「信州・危険の『見える化』推進運動」(平成25年度～平成29年度)の更なる定着を図るため、危険有害性又は安全の「見える化」に取り組む事業場の好事例を集めて、事例集をつくりホームページに掲載します。また、事業場に対して「安全宣言」活動の普及に努めます。  
事業主の皆さま及び労働災害防止団体のご協力をお願いします。

### 「危険有害性の『見える化』等の普及促進実施要領」のあらまし

#### ◆ 趣旨・目的

長野労働局では、長野県における第12次労働災害防止推進計画の目標達成に向けて、危険有害性に関する情報の伝達、適切なリスク評価の実施及び危険有害性の「見える化」の促進等を柱とした「信州・危険の「見える化」推進運動」(以下「見える化推進運動」といいます。)を展開しています。

平成26年度から、見える化推進運動の更なる定着を図るため、危険有害性又は安全の「見える化」に取り組む事業場の好事例及び安全衛生関係団体等の活動事例を収集し、「見える化」等に関する事例集の作成や局ホームページへの掲載などにより、他の事業場及び安全衛生関係団体等へ普及拡大するための取組や事業場の「安全宣言」活動を推奨する取組などを実施します。

また、事業場における自主的安全衛生管理活動の促進、並びに「あんぜんプロジェクト」への参加登録及び「『見える』安全活動コンクール」への応募の勧奨等を積極的に推進し、事業場における安全衛生意識の高揚を図ることとします。

#### ◆ 取組の期間 平成26年度～平成29年度

#### ◆ 好事例・活動事例の収集

##### (1) 好事例の対象

次のアからオに掲げる好事例を収集します。

##### ア 危険有害性又は安全の「見える化」

- ① 労働災害や危険有害性そのものについて、再現、体感、実験などで理解、体感させることにより労働災害や危険有害性の危険有害な程度を理解させているもの。
- ② 危険有害性のある場所、機械、作業、安全衛生上配慮の必要な作業者などについて、注意喚起をする語句、図絵、写真などや光、音などで注意喚起することによりその場所への接近やその機械の使用、作業の実施に当たっての安全対策の徹底を図っているもの。

##### イ 安全衛生情報の「見える化」

- ① わかりにくい文章が多い資料や、不特定多数で関係情報に対する知識がさまざまな者などに対する資料について、写真、イラスト、漫画、図絵、動画等によって視覚に訴えて、わかりやすくしているもの。
- ② 掲示物を災害・ヒヤリハットの発生場所、掲示板の定位置、出入り口、休憩所、トイレ、移動式掲示板など、見て改めて意識できる場所、見る時間に余裕がある場所、広域の現場での適切な場所などに掲示することにより、情報を効果的に伝達しているもの。

##### ウ 見えない安全衛生事象の「見える化」

- ① 重機の死角を鳥瞰的に撮った写真への図示、熱中症のような視覚で直接確認できない危険有害性を指標数値の掲示、資料の提供、パトロールの実施などによりわかりやすくしているもの。
- ② 事務所、事務作業等の通常危険性がないと思われる場所、作業における危険性の明視化を図っているもの。
- ③ 安全衛生に関する暗黙知、ベテランの技能(コツ)など一部の職員しか理解・体得できていないことを文書、写真などによりわかりやすくしているもの。

## エ 安全衛生活動への参加の「見える化」

- ① 職員個人やその家族の標語の応募、顔写真の掲示、自筆による宣言などにより安全衛生活動への家族も含めた個人の参加を明確にし、家族の安全衛生に対する願いを表すとともに、そのことも相まって、職員の安全衛生意識を高めているもの。
- ② 声かけやスキンシップなどで職員個人を意識することでコミュニケーションを円滑化することにより連帯意識を醸成しているもの。

## オ 第三者に対する安全衛生の「見える化」

- ① 現場において、作業員から第三者を見やすくすることによって、第三者に対する災害を防止しているもの。
- ② 現場において、第三者に対して見えるようにすること、第三者の視点で見ることなどにより、安全衛生意識の向上や安全衛生対策の徹底が図られるようにしているもの。

## (2) 好事例を収集する場合の留意点

次のアからウに該当する労働災害防止団体等が実施するパトロール指導時又は労働基準監督署が行う個別指導時等に好事例を収集します。また、収集する際は、個人情報等の保護に十分配慮するようにします。

### ア 労働災害防止団体等が実施するパトロール指導

パトロールに同行する際、あらかじめ取組の趣旨・目的等を説明し、団体等の責任者の承諾をとります。  
パトロール先においては、対象事業者等に対して、あらかじめ取組の趣旨・目的等を説明し、好事例集への掲載等により外部に公表することの同意を得た上で、好事例の対象についてデジタルカメラにより写真撮影を行います。

### イ 個別指導

対象事業場において、事業者等に対して、あらかじめ取組の趣旨・目的等を説明し、好事例集への掲載等により外部に公表することの同意を得た上で、好事例の対象についてデジタルカメラにより写真撮影を行います。

### ウ 地区推進協議会構成団体等からの情報提供

地区推進協議会構成団体等に対して、取組の趣旨・目的等を説明し、会員事業場の好事例又は団体の活動事例等について、デジタル画像等により積極的に情報提供を行うよう働きかけます。

## (3) 危険有害性の「見える化」の参考事例

別添1のとおり

## ◆ 「安全宣言」活動の推奨

(1) 長野労働局及び労働基準監督署が実施する集団指導や個別指導の際に、事業場に対して「安全宣言」の取組を推奨します。また、安全衛生関係団体等に対して取組の協力依頼を行います。

(2) 「安全宣言」の参考例

別添2のとおり

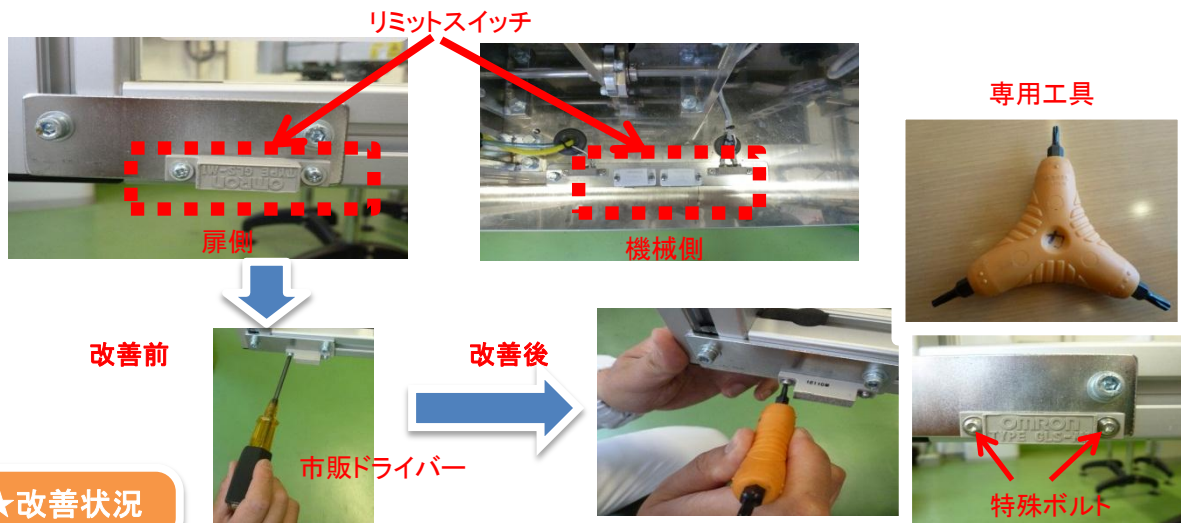
## ■ 信州・危険の「見える化」推進運動とは・・・

12次防推進計画の目標を達成するため、危険有害性情報の伝達による情報共有の促進をはじめとした職場における危険有害性の「見える化」を促進するとともに、労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、リスクアセスメント(危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じること)等の自主的取組の普及促進を進めることにより、「みんなの安心・健康職場」の実現、さらには経営トップや労働者のみならず、社会全体の安全・健康意識の高揚をも目指す運動です。

長野労働局、管下の各労働基準監督署、各労働災害防止団体、業界団体、安全衛生の専門家などの関係者が、連携・協働して、労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、職場において危険有害性の「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。( [http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagano-roudoukyoku/\\_new-hp/2hourei\\_seido/anzeneiseikankei/kiken-mieruka-undou251007.pdf](http://nagano-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagano-roudoukyoku/_new-hp/2hourei_seido/anzeneiseikankei/kiken-mieruka-undou251007.pdf) )

当該装置は、製品の自動装置(以下「ラベラー」)である。ラベラーのカット装置にビニールが詰まるため、定期的に詰りを直す作業が生じる。カット装置の扉にはリミットスイッチによる**インターロック機構により**安全対策が施されていた。今般、ビニールの詰りを直す作業を行う際に、ラベラーを停止せず**インターロック機構を無効**(リミットスイッチの取外し)にした状態でカット装置の刃部に手を伸ばし、作業者の指先が刃部に接触する労災が発生したことを契機に、設備的な見直しに着手した。



### ★改善状況

インターロック機構であるリミットスイッチを固定するボルトを、専用工具のみで取り外せる**特殊なボルト**に変更した。また、専用工具の保管は、管理者のみが管理できる場所に改めたことにより、**安全装置の無効化防止**が図られた。

### 安全宣言(記入例)

#### 活用に当たっての留意事項・記入例等

※まずは、企業トップ自らが安全衛生管理の最高責任者として、労働者の安全と健康確保が最優先である旨の安全衛生方針を示しましょう！

職場において労働災害防止対策や健康確保対策を推進するためには、企業トップの強いリーダーシップの下、関係者全員が一丸となって安全衛生活動を着実に実行し、職場から危険有害要因をなくすることが不可欠です。記入例では、一文でまとめているますが、箇条書きでも構いません。企業トップとして、安全・安全・健康で快適な職場環境を形成するという思いを簡潔に文書にして関係労働者に表明しましょう。

※今年度における安全衛生活動や災害件数などを具体的な目標にして、日々の安全衛生活動を展開しましょう。

前年度よりも今年度、今年度よりも次年度という風に段階的に安全衛生管理水準を向上させるためには、職場における今までの安全衛生活動の取り組み状況や問題点などを確認し、それを具体的な目標(数値目標等)として設定することが重要です。

安全衛生方針をもとに、事業者、関係労働者が一体となって決め、設定した目標は、関係労働者に周知して日々の安全衛生活動への理解や協力を得ることが重要です。

※安全衛生を推進するため、その中心となる立場の方を選任し、関係労働者に周知しましょう！

労働安全衛生法において

- 1 工業的業種では、①労働者数 10 人以上 49 人以下の事業場では、「安全衛生推進者」②労働者数 50 人以上の事業場では、「安全管理者・衛生管理者・産業医」を選任する必要があります。
- 2 非工業的業種では、①労働者数 10 人以上 49 人以下の事業場では、「安全衛生推進者」②労働者数 50 人以上の事業場では「衛生管理者・産業医」を選任する必要があります。
- 3 「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」では、常時使用する労働者が 10 人以上の事業場では、「安全推進者」の配置をお願いしています。

※毎月、働く人々と話し合って、安全作業のための取り組みなどを検討し、記入掲示して周知しましょう。

安全作業宣言例(実際には、貴事業場における作業手順や安全心得等の職場の基本ルールから、時期や作業環境等を加味して関係労働者等と話し合って決めてください。)

- ・私は、自動車運転では交通法規を守り、スピードを超過しないようゆとりのある運転をします。
- ・私は、高所作業時には、保護帽をしっかりと着用し、不安定な作業姿勢をとりません。
- ・私は、機械設備を掃除するときは、電源をしっかりと切り、その旨の表示を確実に行います。
- ・私は、階段を昇降するときは、手すりもしっかりと握り、足元をしっかりと確認します。
- ・私は、使った物は決められた場所に片づけるなど、整理整頓をしっかりと行います。
- ・私は、重量物を持つときは、腰をひねるなど不安全な姿勢をとりません。・・・・などなど

※安全作業宣言は、朝礼などの際に、全員で声を出して唱和し、関係者全員の安全衛生意識の向上に活用しましょう。

**みんなで危険の芽を見つけて、安全・安心して働ける職場をつくりましょう！**

健康安全壁新聞は、事業場における安全衛生に関する情報を関係労働者の方々に周知する一つの方法です。

長野労働局において発行しました「健康安全壁新聞」には次のシリーズがあります。  
 ・「社会福祉編」・「陸上貨物運送事業編」・「ビルメンテナンス編」・「建設業編」  
 ・「小売業編」・「飲食店編」・「旅館業編」・「病院」・「診療所編」

健康安全壁新聞 検索 長野労働局の「お役立ち情報」からダウンロードできます。

空白に事業場名を記入してください。

#### 記入例

#### 健康安全株式会社長野工場 安全衛生方針

当社は、安全衛生への取組みを経営の最重要課題のひとつとして位置付け、社員一人ひとりが「安全と健康は経営の基盤である」という認識のもと、全員参加の安全衛生活動を積極的に推進し、事業活動のあらゆる面で、安全で、かつ快適な作業環境の維持・改善に努め、真のゼロ災害職場を確立する。

#### 今年度の安全衛生目標

- ①毎月安全衛生に関するミーティングの場を設け、危険箇所などの話し合いを行う。
- ②4S活動を推進し、特に整理整頓の状況については、月1回職場巡視をして確認する。
- ③定期健康診断の結果、所見のある者に対する健康面談を100%実施する。

#### 職場の安全衛生担当責任者氏名(安全衛生推進者等)

製造部長 ○○○○

働くに当たって危険な箇所など気がかりな点がありましたら私にお声掛けください！

#### 職場における今月の安全作業宣言(○月度)

① 私は、床の水漏れや油を発見したら、速やかに拭き取るなど危険を放置しません。

② 私は、機械の掃除や調整等を行う場合には、必ず機械を停止し、カギをかけてから作業します。

③ 私は、重量物を持つときは、腰をひねるなど不安全な姿勢をとりません。

**私達は、この今月の安全作業宣言のもと、労働災害防止のため、安全な作業を行います！**

# 安全衛生方針

## 今年度の安全衛生目標

職場の安全衛生担当責任者氏名（安全衛生推進者等）

働くに当たって危険な箇所など気がかりな点がありましたら私にお声掛けください！

職場における今月の安全作業宣言（      月度）

①

②

③

私達は、この今月の安全作業宣言のもと、労働災害防止のため、  
**安全な作業を行います！**

一同